

# 「特定建設作業」の届出について

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって政令等で定めるもの(以下「特定建設作業」という。)について、「騒音規制法」・「振動規制法」(以下「法律」という。),「館山市公害防止条例」(以下「条例」という。)により、作業前の届出を義務付けています。

市内の生活環境の保全と、事業者様と近隣住民とのトラブルの防止のためにもご理解とご協力をお願いいたします。

## 1 届出の流れ

予定している作業(事業)が・・・

①作業期間	2 日以上の作業を行う
②作業場所	「2 規制地域」内で行う
③機械	「3 規制対象となる作業」を行う



①～③すべてに該当する場合は、  
作業を開始する **7日前までに**  
館山市環境課に届出書を提出してください。

(届出書と記載例はP4～8を参照)

※法律に基づく届出書については、**2部(正本・副本)**提出してください。



条例に基づく届出書の場合、内容確認後、  
受理書を交付します。(法律に基づく届出書について  
の受理書交付はありません)

\*対象外でも、騒音・振動の抑制、安全な作業をお願いいたします。

館山市環境課環境対策係  
TEL0470-22-3352(直通)

## 2 規制地域

規制の対象となる地域は法律と条例で異なります。

### 【騒音規制法・振動規制法】

A 又は B に該当する場合

A:工業地域内以外の都市計画法用途地域内

B:工業地域内の学校等(※)の敷地の周囲 80m 以内の区域

### 【館山市公害防止条例】

C 又は D に該当する場合

C:都市計画法用途地域内

D:学校等(※)の敷地の周囲 80m 以内の区域(C の地域外も含む)

※「学校等」とは

- ・学校(小・中・高・専門学校等) ・幼稚園、保育園、こども園 ・図書館
- ・病院(入院ができる診療所も含みます) ・特別養護老人ホーム

## 3 規制対象となる作業の種類(次ページ参照)

※法律と条例の両方に当てはまる場合は、法律に基づく届出を提出してください。

※法律による作業については、特定建設作業の種類ごとに提出してください。(条例による届出については、対象の作業をまとめて提出して構いません。)

※規制対象となる **作業開始の 7 日前までに**提出してください。

※法律・条例による作業ともに **建設作業の工程表・作業の場所付近の見取り図**を添付してください。

※法律による作業について、騒音と振動の両規制法に該当する場合は、それぞれの届出が必要になります。

## 4 時間・期間

①午後7時～翌日の午前7時までの作業は禁止

②1日の作業時間は10時間以下

③連続して7日以上 of 作業は禁止

(7日間の内、1日は作業を休止)

④日曜日・祝日は休止

\*災害復旧や夜間に工事が必要な道路・鉄道での作業の場合は、例外となります。事前にご相談ください。

【特定建設作業の種類】

丸数字は、法令別表記載の番号

作業の種類	騒音規制法	振動規制法	館山市条例
くい打機(もんけんを除く。), くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	① (アースオーガー併用を除く)	① (圧入式を除く)	①
	①	① (油圧式を除く)	①
	①	①	①
びょう打機を使用する作業	②		② (インパクトレンチを含む)
さく岩機を使用する作業 (移動作業については, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	③		③ (ブレーカーを除く)
空気圧縮機を使用する作業 (電動機以外の原動機を用いるものであって, その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る) (さく岩機の動力として使用する作業を除く)	④		④
コンクリートプラント(混練容量:0.45m <sup>3</sup> 以上のもの) アスファルトプラント(混練重量:200kg以上のもの) を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	⑤		⑤
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		②	⑥
舗装版破碎機を使用する作業(移動作業については, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		③	⑦
ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業 (移動作業については, 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		④	⑧
ブルドーザー, パワーショベル, バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業	⑥※ (原動機の定格出力80kw以上)		⑨
	⑦※ (原動機の定格出力70kw以上)		⑨
	⑧※ (原動機の定格出力40kw以上)		⑨
振動ローラーを使用する作業			⑩

※「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの」(低騒音型建設機械として指定されたバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー)を除く。ただし、館山市公害防止条例に基づく届出が必要。

様式第9

特定建設作業実施届出書

年 月 日

館山市長

殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

電話番号

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	自 年 月 日		日間	
	至 年 月 日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
騒音の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
※ 受理年月日				
※ 審査結果				

様式第9(第10条関係)

特定建設作業実施届出書

年 月 日

館山市長

殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名  
電話番号

特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	自 年 月 日		日間	
	至 年 月 日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
振動の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
※ 受理年月日				
※ 審査結果				

# 記入例

様式第 9

## 特定建設作業実施届出書（記入例）

作業実施の 7 日前まで

令和〇年〇月〇日

館山市長

殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

千葉県館山市北条〇〇番地  
株式会社〇〇建設 代表取締役 ●● □□

電話番号 0470-〇〇-●●●●

特定建設作業を実施するので、騒音規制法/振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	〇〇事務所 解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄骨造建物			
特定建設作業の種類	バックホウを使用する作業/ブレイカーを使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	バックホウ ABC-12 バケット容量 0.5 m <sup>3</sup> /油圧式ブレイカー DEF-34			
特定建設作業の場所	館山市北条〇〇			
特定建設作業の実施の期間	自令和〇年〇月〇日 日曜・祝日を除く●日間 至令和〇年▲月▲日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自9時	至17時	〇日間	8時間
騒音の防止の方法	防音ネット・近隣住民への周知			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	氏名●● ●● 館山市北条〇〇 電話番号 0470-●●●-●●●			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇株式会社 現場責任者 ●● 〇〇 電話番号 0470-〇〇-●●●			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	▲▲株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号 0470-〇〇-〇〇			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	▲▲株式会社 現場責任者 〇〇 〇〇 電話番号 0470-〇〇-〇〇			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

P3の「特定建設作業の種類」の番号と名称を記入

使用する機械の名称・型式・容量(出力)などを記入

下請けの場合のみ記入

特定建設作業実施届出書

年 月 日

館山市長 様

届出者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

この届出 職氏名  
の取扱者

特定建設作業を実施するので、館山市公害防止条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される館山市公害防止条例施行規則別表第3に規定する機械等の名称・型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	年	月	日から	日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始 時	作業終了 時	作業日	実働時間 時間
騒音又は振動の防止の方法				
発注者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所				
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所				
下請負人が特定建設作業を実施する場合は当該下請負人の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所				
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所				
添付書類	(1) 特定建設作業工程表（建設工事の工程の概要を明示したもの） (2) 特定建設作業の場所の付近の見取図			
※審査結果				
※受付年月日	※受理年月日	※整理番号	※備考	

- 備考
- ※印の欄には記入しないこと。
  - 特定建設作業の種類欄には、館山市公害防止条例施行規則別表第3に掲げる番号及び作業名を記入すること。
  - 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、その日を明示すること。
  - 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記入にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

# 記入例

第8号様式（第11条）

## 特定建設作業実施届出書（記載例）

○年 ○月 ○日

館山市長 様

届出者 住所（所在地） **館山市北条○○番地**

氏名（名称及び代表者の氏名）

**株式会社○○建設**

この届出 職氏名 **代表取締役 ○○ □□**  
の取扱者

特定建設作業を実施するので、館山市公害防止条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

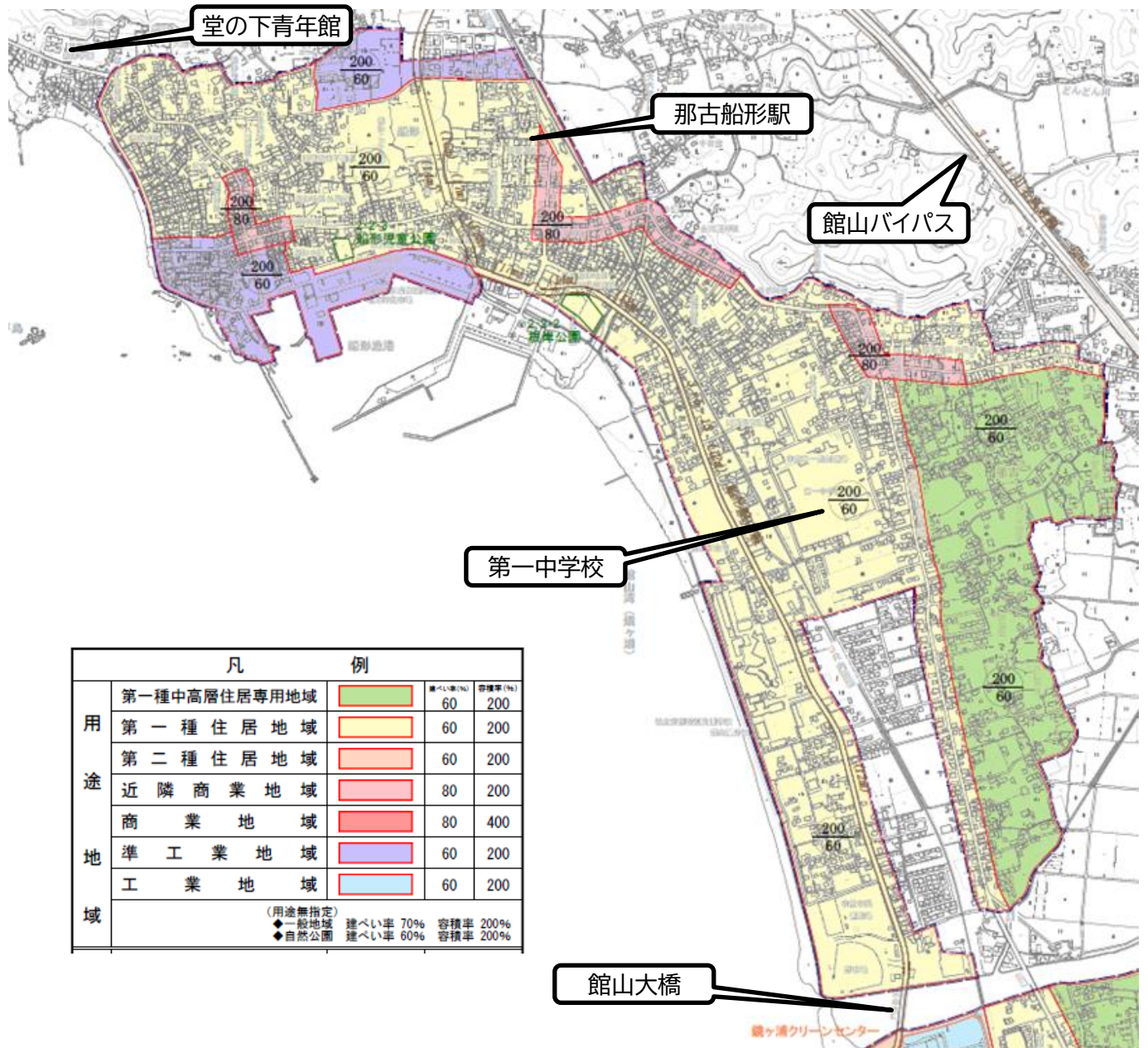
建設工事の名称	○○事務所 解体工事			P3の「特定建設作業の種類」の番号と名称を記入
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄骨造建物			
特定建設作業の種類	9 バックホウ			使用する機械の名称・型式・容量（出力）などを記入
特定建設作業に使用される館山市公害防止条例施行規則別表第3に規定する機械等の名称・型式及び仕様	○○バックホウ ABC-123 バケット容量：0.5 m <sup>3</sup>			
特定建設作業の場所	館山市北条○○			
特定建設作業の実施の期間	令和○年 ○月 ○日から 令和○年 △月 △日まで			□日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始 9 時	作業終了 17 時	作業日 平日	実働時間 10 時間
騒音又は振動の防止の方法	防音ネット・低騒音型機械を使用 **			
発注者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所	株式会社○○ 代表 ○○			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○○ □□			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は当該下請負人の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所	株式会社△△建設 代表取締役 ○○ □□			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	△△ ××			下請けの場合のみ記入
添付書類	(1) 特定建設作業工程表（建設工事の工程の概要を明示したもの） (2) 特定建設作業の場所の付近の見取図			添付書類もお忘れなく

### \*\*騒音又は振動の防止の方法例\*\*

- ・国土交通省指定の「低騒音型・低振動型建設機械」を使用する
- ・緩衝材や防音壁（ネット）などを使用する
- ・作業に合った機械を使用する（無駄に大きな機械を使用しない）
- ・移動や作業を最小限にする（作業時間や燃料の削減にもなります）
- ・付近の住民へのあいさつや説明（苦情の防止）



# 用途地域(那古・船形)

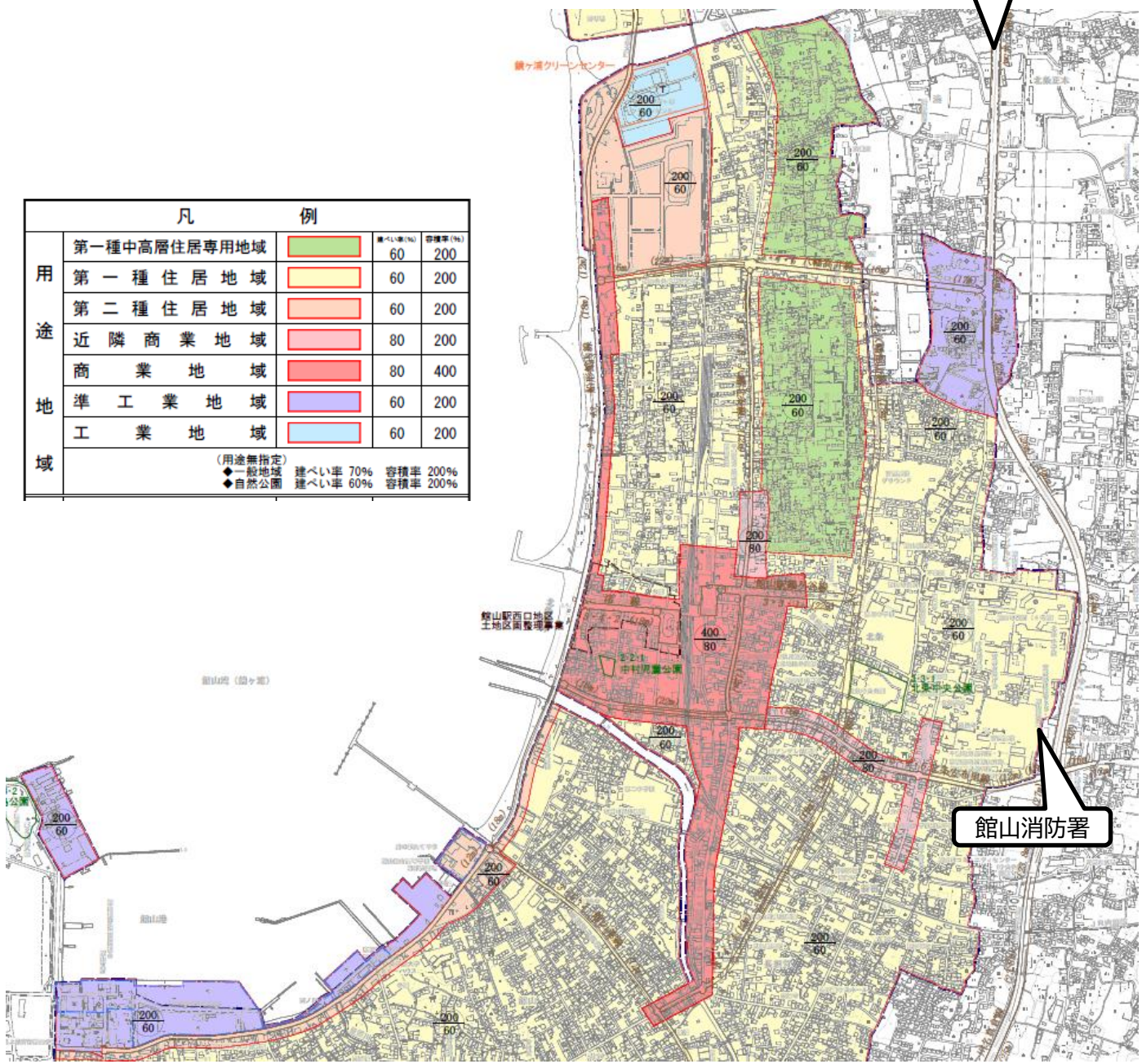


凡		例	
用途地域	第一種中高層住居専用地域		建ぺい率(%) 60 容積率(%) 200
	第一種住居地域		建ぺい率(%) 60 容積率(%) 200
	第二種住居地域		建ぺい率(%) 60 容積率(%) 200
	近隣商業地域		建ぺい率(%) 80 容積率(%) 200
	商業地域		建ぺい率(%) 80 容積率(%) 400
	準工業地域		建ぺい率(%) 60 容積率(%) 200
	工業地域		建ぺい率(%) 60 容積率(%) 200
(用途無指定)			
◆一般地域		建ぺい率 70%	容積率 200%
◆自然公園		建ぺい率 60%	容積率 200%

# 用途地域(北条)

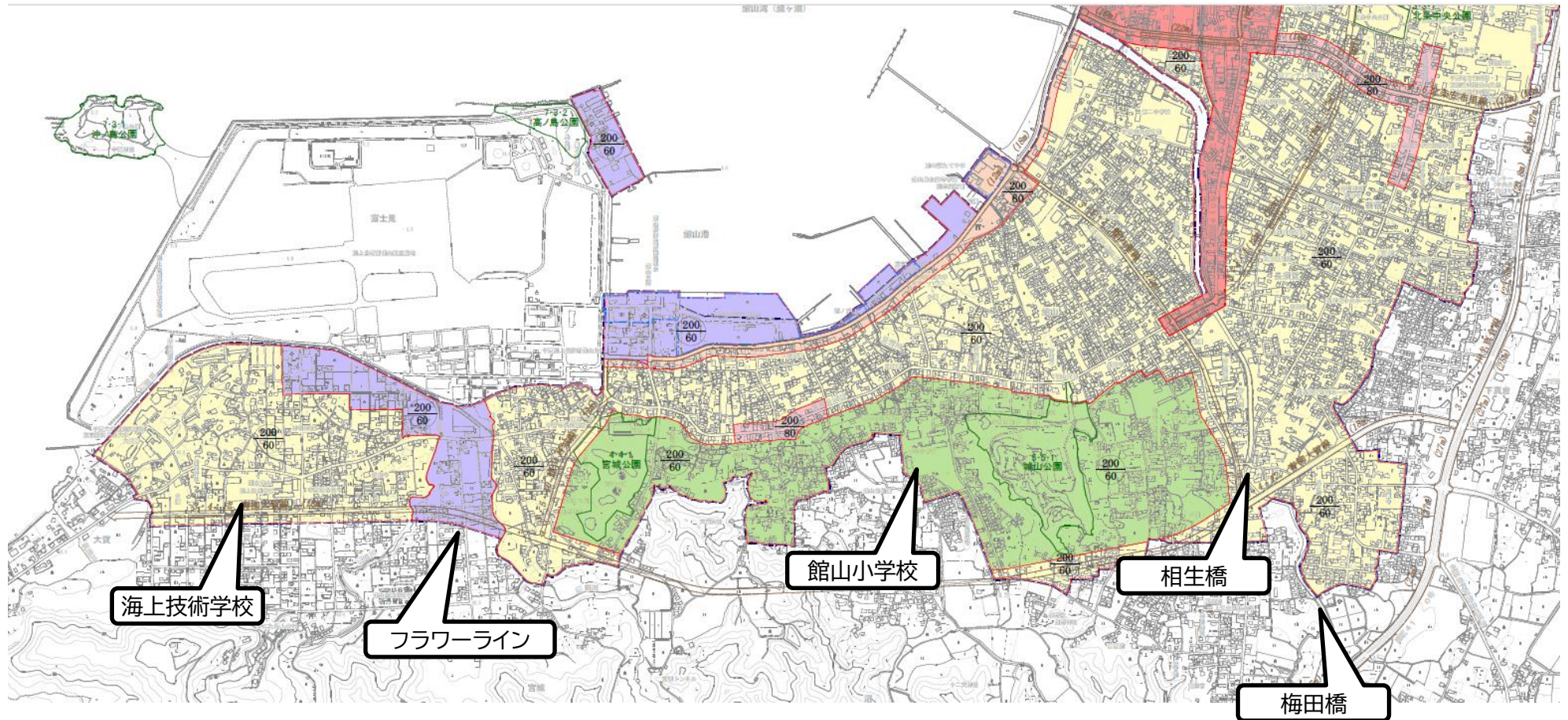
館山バイパス

凡		例	
用途地域	第一種中高層住居専用地域		建ぺい率(%) 60 容積率(%) 200
	第一種住居地域		建ぺい率(%) 60 容積率(%) 200
	第二種住居地域		建ぺい率(%) 60 容積率(%) 200
	近隣商業地域		建ぺい率(%) 80 容積率(%) 200
	商業地域		建ぺい率(%) 80 容積率(%) 400
	準工業地域		建ぺい率(%) 60 容積率(%) 200
	工業地域		建ぺい率(%) 60 容積率(%) 200
(用途無指定) ◆一般地域 建ぺい率 70% 容積率 200% ◆自然公園 建ぺい率 60% 容積率 200%			



館山消防署

# 用途地域(館山)



凡		例	
用途地域	第一種中高層住居専用地域		建ぺい率(%) 60 容積率(%) 200
	第一種住居地域		60 200
	第二種住居地域		60 200
	近隣商業地域		80 200
	商業地域		80 400
	準工業地域		60 200
	工業地域		60 200
(用途無指定)			
◆一般地域		建ぺい率 70%	容積率 200%
◆自然公園		建ぺい率 60%	容積率 200%